



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

新入学（園）期の交通安全運動

4月に入ると入園・入学式を迎え、新入園児や新入学生児童の通園・通学が始まります。

町では、交通ルールに不慣れな子どもたちや高齢者が交通事故に遭わないよう、通学時の街頭指導など、左記期間中に、交通安全運動を実施します。

地域全体で、通園・通学する子どもたちを悲惨な交通事故から守りましょう。

◆運動期間
4月6日(水)～15日(金)

春の全国交通安全運動

◆運動期間
4月6日(水)～15日(金)

※4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。正しいマナーや交通ルールを守り、交通事故ゼロを目指しましょう。

◆年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故
くめさせ安全で安心な北海道へ
運動の重点

- 子どもと高齢者の安全確保
 - 飲酒運転の根絶
 - スピードダウン
 - シートベルトの全席着用
 - 居眠り運転の防止
 - 自転車の安全利用
 - 安全意識の向上
- (反射材の使用、日中に点灯させるデイ・ライトの実施)

野犬掃とうについて

放し飼いの犬は、野犬とみなし捕獲処分しますので、放し飼いはないようにご注意ください。

◆期間

令和4年4月1日(金)～
令和5年3月31日(金)

◆区域

町内全域



粗大ごみの直接搬入

環境センターへの直接搬入

粗大ごみなどを処分する場合、町が行っている粗大ごみ収集のほかに、桜山の環境センターへ自己搬入（持ち込み処分）することもできます。

許可が必要です。必ず町環境政策課または南部公民館で申請して、許可書の交付を受けてから搬入してください。（印鑑などの持ち物は不要）

◆受入日

平日のみ

◆受入時間

午前9時～午後4時半
(午後4時までに搬入願います)

◆搬入先

環境センター
(栗山町字桜山30812)

◆処理料金

○「生ごみ」炭にできるごみ「炭にできないごみ」
100kgにつき800円

- 右記以外の資源物
- ・家庭から出たごみ
- 無料
- ・事業所から出たごみ

100kgにつき400円

※受け入れできない「適正処理困難物」は、町ホームページまたは町ごみ分別冊子（家庭ごみの「分け方・出し方」）16ページで確認してください。

※自己搬入の場合、町指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、必ず分別した状態で搬入してください。

不法投棄にご注意を！

4月になると雪解けが進み、冬に不法投棄されたごみが目立ち始めます。不法投棄物は自然環境や美観を損なうだけでなく、環境の汚染、悪臭の原因、近隣住民への迷惑となり、悪質で許されない行為です。

不法投棄の現場を目撃するか、不法投棄物を発見した場合は、警察署または町環境政策課に通報願います。

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 73-0110

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

堆肥

「栗肥土」春の特別販売

4月9日、23日(土)

9:00～11:00

【場所】町役場車庫前

【価格】10kg袋 300円

※各日1,000袋ずつの販売

予定です。

※無くなり次第販売を終了

します。



春の全町一斉清掃

4月17日(日) 7:00～

※6:45に打上花火で合

図します。(雨天決行)

※詳しくは各町内会・自

治会経由でお知らせし

ます。

※家庭ごみの収集は行い

ません。



【募集】栗山町地域公共交通活性化協議会委員

町民生活に必要なバスの運行、乗合旅客運送、運賃などについて協議します。

■公募人数 5人(総委員数30人以内) ■申込期限 4月28日(木)必着

■任期 第1回会議の日から令和6年3月31日まで(2年間)

■会議など 平日の昼間開催(約1時間)、年3回程度

※会議は原則公開です。謝礼は会議1回につき4,000円です。

■申込先・問い合わせ 町経営企画課地域政策グループ ☎ 73-7502 FAX: 72-3179

Eメール: tiikiseisaku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

自動車運転免許証の自主返納を支援します

◆対象者

- 以下の全てを満たしている方
- ・町民で満65歳以上の方
- ・平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方
- ・町税などを滞納していない方

◆支援内容

- 以下のいずれか一つを3年間交付します。
- ・ハイヤー利用券(初乗り料金550円を24回分)
- ・ハイヤー利用券(12回分)と町営バス回数券(7通)
- ・町営バス回数券(14通)

◆手続きの流れ

- ①栗山警察署で所定の申請書に記入のうえ、運転免許証を添えて申請
※ご本人による手続きが原則です。代理人による申請には委任状が必要です。
※運転経歴証明書の交付を申請される方は、顔写真(縦3cm・横2.4cm)、収入証紙(1,100円分)、印鑑が必要です。収入証紙は警察署で購入できます。
- ②役場⑩番窓口で申請書に記入・押印し、警察署で交付された運転免許の取消通知書の写しと、穴を開けた運転免許証を添付して申請
※警察署で運転経歴証明書の交付を申請された方は、収入証紙の領収書、ご本人の口座番号が確認できるもの(通帳など)をご持参ください。

